

雲南市立大東中学校

令和7年度 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

【大東中学校は「いじめ」を絶対に許しません。いじめられている生徒を徹底して守ります。】

いじめ防止等の対策は、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないことを旨として行う。そのためには、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組むことができるよう、学校の内外を問わず取組の充実を図る。また、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が理解できるように指導していく。さらには、いじめを受けた生徒が、安心して相談できる体制を整備するとともに、学校内外の相談窓口の周知・広報に努める。

2 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、本質的ないじめの問題克服のために、すべての生徒を対象としていじめの未然防止の取組を行う。いじめを生まない土壤をつくるために、組織的・継続的な取組を行うことによって、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていく。

◇人権・同和教育の充実

- ・教育活動全体を通じた人権意識の高揚
- ・自己肯定感、自己有用感の醸成……地域・家庭との連携
- ・教師の人権感覚・資質の向上

◇道徳教育の改善

- ・思いやりの気持ちなど豊かな心の育成
- ・「考え方、議論する道徳」への質的転換
- ・インターネット上のいじめの未然防止に向けた情報モラルを身に付けさせる教育の充実

◇確かな学力の育成

- ・すべての生徒が参加・活躍できる「わかる授業」の工夫
- ・すべての教科でのグループ学習、ペア学習の推進
- ・チャイム着席や授業中の正しい姿勢等の授業規律の徹底

◇キャリア教育の推進

- ・地域貢献活動の推進
- ・「夢」発見プログラムの推進

◇学校・家庭・地域の協働体制の確立

- ・保幼小中一貫教育推進委員会の取組の活性化
- ・コミュニティスクールの機能を生かした「地域の子どもは地域で育てる」意識の醸成
- ・家庭との連携によるメディアのルールの確立

◇互いに高めあう学級、生徒集団づくり

- ・学級や生徒会、部活動等における互いのよさを認め合い、互いに高めあう集団づくり
- ・アンケートQUの活用による生徒理解・学級理解
- ・生徒会組織を生かしたパート活動による行事の主体的・協働的な運営……手作り卒業式等

◇特に配慮が必要な生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、小学校等との連携をさらに進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した生徒、または原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（2）いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのためにも、教師は生徒のささいな変化に気づく力を高め、ささいな兆候であってもいじめではないかとの視点をもって、積極的にいじめを認知していく。

◇いじめに対する学校の姿勢の表明（PTA総会、全校集会、各種たより等を通じて）

◇生徒及び保護者を対象とした定期的なアンケート調査の実施（生徒は毎月、保護者は毎学期）

◇定期的な教育相談の実施（毎学期）

◇日記指導（大東中学校では「青葉」）による生徒の現状把握

◇相談窓口の整備

①担任……日頃のコミュニケーションや日記指導、アンケート調査の結果等を通して

②養護教諭……相談に訪れやすい経営、必要に応じてSC等につなぐ

③スクールカウンセラー……第三者的・中立的な立場、生徒・保護者が気兼ねなく相談できる場として

④部活動顧問……部活動に関係するいじめは顧問が発見しやすい

⑤主幹教諭及び学年主任……学校外から寄せられた情報への対応

⑥学校外の相談窓口……「いじめ相談テレフォン」「けいさつ・いじめ110番」等

※PTA総会、生徒集会、校報等を通じて周知を図る。

（3）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、または疑われる場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応する。同時に、家庭や雲南市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。さらに、いじめの事実関係の把握をすみやかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けた対策を講じる。

(4)いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮の下に可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。また、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人々)との人間関係を築いていけるよう支援を行う。なお、学校に登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にし、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介するなどして、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

(5)いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめを行った生徒への指導にあたっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。また、当該生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら指導・支援を行う。

(6)いじめが起きた集団への働きかけ

すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていく。その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解できるよう指導する。

4 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会(「生徒指導の窓」)

- 《 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育支援CN、必要に応じてSC・SSW等の参加 等 》
- ・いじめ未然防止のための日常の取組を計画
- ・緊急の事案発生の場合は、対応後にPDCAサイクルにより事後点検を行い、隨時見直しを検討する。
- ・いじめ事案が発生した場合の緊急対応組織……対応策を協議
- ・関係諸機関との連携
- ・被害生徒や加害生徒、及び関係保護者への具体的な指導、支援
- ・関わりがある集団(周辺生徒)への具体的な指導を計画、実践

(2) 学年部会

- ・生徒に関する情報の共有(毎日)
- ・事案発生時の第一次対応(学年主任を中心とした組織的な対応)

5 その他の留意事項

◇組織的な体制整備

- ・いじめへの対応については、特定の教職員が抱え込むのではなく、学校全体の問題として組織的に取り組む。

- ・教職員の教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させたりする要因とならないよう、教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省する。
- ・学校自体の雰囲気が、生徒にとって居心地の良さや自己肯定感・自己有用感を感じることができるように、温かい学校、温かい学級づくりに学校全体で取り組む。

◇校内研修の充実

- ・「いじめ問題対応の手引き」等を活用して、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に実施する。

◇学校評価の実施

- ・学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を評価することができるようとする。また、評価結果を踏まえてその改善にも取り組む。

◇法の理解増進

- ・PTAや地域の関係者・団体等との連携を図りながら、法の趣旨および法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

6 重大事態への対応……重大事態が発生した場合は、速やかに情報収集をし、関係機関と連携して迅速かつ適切に対処する。

《重大事態とは(その疑いがあるものも含む)》

- ◆いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自死を企図した場合あるいは企画する可能性が疑われる場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合など
- ◆いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。(「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席することが予想される場合は「緊急いじめ防止会議」により、適切に判断する。)
- ◆生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。(その時点での情報は不確実であったとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。)

(1) 重大事態の報告

重大事態が起こった場合、概要を速やかに雲南市教育委員会に報告し、調査を継続しつつ、緊密な連携を図る。なお、以下に掲げる場合は、調査主体を教育委員会とし指示を仰ぐ。

- ・自死事案の場合
- ・事態の内容によって教育委員会が調査主体になって対処すると指示があった場合

(2) 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態が発生した場合、その要因となつたいじめの行為について、以下のような事項(例)について調査を行い、事実関係を可能な限り明確にする。生徒、保護者に対応する際には、必ず複数の教員で行う。

- ・いつ、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか。

(3) 調査にあたっての留意点

◇調査の方法

公平性・中立性の確保、客観的な事実関係の調査(必要があれば第三者やSC、SSW等にも協力を得る。)

◇調査内容や事実への適切な対処

可能な限り網羅的に事実関係を明確にする。

まずに第一にいじめを止めさせ、再発防止への対応を始める。

◇情報提供

被害生徒及びその保護者に対して、調査方法や結果について経過報告も含めて適切に情報提供を行う。また、加害側の生徒保護者に対しても、適切に情報提供を行う。

(4) 再発防止の措置

「いじめ防止対策委員会」によっていじめ要因の排除を徹底し、関係する生徒・保護者への指導によりいじめの根絶をめざす。また、再発防止策を検討し、即時実践する。

＜いじめ解消の定義＞

- ① いじめが止まっている状態が継続(3か月が目安)
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 保護者会等の開催による情報公開と啓発

事態の内容に応じ、必要があれば適する範囲での情報公開のための保護者会等をもち、協力を得る。その際、いじめによる被害生徒やその家庭に対する配慮や、公開したために二次被害が発生しないか、関係諸機関のアドバイスを受けながら慎重に進める。事態の内容によっては、教育委員会が主催する形態での実施も検討する。

7 いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

調査を実施する前には、被害生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

説明を行う主体は、市教育委員会や学校が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断する。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体(組織の構成、人選)
- ③ 調査時期・期間
- ④ 調査事項
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

市教育委員会または学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

重大事態発生の場合の流れ

